

日火連広域認定制度運用規定

(目的)

第 1 条 火薬銃砲類の流通に係る保安と、健全な市場の育成を図りあわせて保安行政施策に協力して公共の安全、災害の防止、国民の文化的生活に寄与するとの社団法人日本火薬銃砲商組合連合会(以下、日火連という)定款の目的を踏まえ、不用実包等の廃棄処分を日火連が主体となって広域的に行うことにより、不正流出、不法投棄等の防止を図ることを目的とする。

(事業)

第 2 条 廃棄物処理及び清掃に関する法律(以下、廃掃法という)に基づく広域認定(環境省認可番号 平成 19 年第 2 号)を受け、廃火薬類(火薬類取締法(以下、火取法という)第 2 条第 1 項第 3 号 イ 銃用雷管並びに同号 ロ 実包・空包が不用になったもの。)を広域的に廃棄する。別表 1 を参照

(用語の定義)

第 3 条 日火連広域認定に係る用語の定義について次のとおり定める。

日火連呼称	環境省広域認定制度の用語
日火連	製造事業者
認定販売店	回収、運搬事業を行う者 (認定を受けた者から委託を受けて一般廃棄物の収集運搬を行う者)
認定処分業者	廃棄物の処理に責任を有し行う者 (認定を受けた者から委託を受けて一般廃棄物の処分を行う者)
不用実包等	廃火薬類(一般廃棄物) / 「火薬類取締法第 2 条第 1 項第 3 号 イ 銃用雷管並びに同号 ロ 実包・空包」が不用となったもの
不用実包等所持者	排出事業者: 上記不用実包等の所持者
廃棄依頼者	不用実包等を廃棄依頼した不用実包等所持者

(認定販売店業務の範囲)

第 4 条 認定販売店は次の業務を行う。(別表 1 を参照)

- (1) 不用実包等所持者から廃棄依頼を受けた不用実包等を保管し、日火連より指定された認定処分業者に搬送する業務
- (2) 不用実包等所持者より廃棄処理料金を徴収し、所定額を日火連に送金する業務
- (3) 廃棄処理の完了を、廃棄依頼者である不用実包等所持者へ報告する業務
- (4) 前号に付帯する業務

2 不用実包等の廃棄依頼は日火連所定の廃棄依頼書(日火連広域様式 1)で日火連に申請する。

3 不用実包等所持者より回収した廃棄処理料金は銀行振込により日火連に送金する。認定処分業者に対する廃棄処理料金の支払いは日火連より行う。

4 居住する都道府県に認定販売店がない等止むを得ない場合、不用実包等所持者は、日

火連に対し廃棄依頼書(日火連広域様式2)をもって直接廃棄の依頼をすることができる。
(別表2を参照)

(認定処分業者業務の範囲)

第5条 認定処分業者は次の業務を行う。

- (1) 認定販売店及び不用実包等所持者より搬送された不用実包等の保管及び廃棄処理
 - (2) 廃棄処理完了届
 - (3) 前号に付帯する業務
- 2 日火連より廃棄依頼書による依頼を受け、当該廃棄処理料金が振り込みされた後、不用実包等の廃棄処理を行う。
- 3 廃棄処理終了後、日火連所定書式(日火連広域様式3)で廃棄完了届を日火連に提出すること。日火連は認定販売店及び廃棄依頼者に報告する。

(認定の資格)

第6条 認定販売店及び認定処分業者の資格は、日火連定款第6条の正会員の構成員及び賛助会員をもって有資格者とする。

- 2 有資格者より、日火連に認定登録の申請があった場合は、日火連運営委員会(以下、運営委員会いう。)の審査承認を経て、環境省へ所定の手続きを行い、環境省の認可を受けた後、認定販売店及び認定処分業者として登録する。

(変更及び認定辞退届)

第7条 認定販売店及び認定処分業者は認定登録事項の変更のあった場合及び認定を辞退する場合は次の各号により、日火連会長宛てにすみやかに書式による届けを提出すること。

- (1) 認定登録事項(社名、代表者、住所)の変更
 - (2) 辞退(休業、廃業等)の理由
- 2 日火連は届出を受理した後、環境省へ所定の手続きを行う。

(業務委託請負契約及び添付書類)

第8条 認定販売店及び認定処分業者(以下、認定販売店及び認定処分業者を受託請負業者という)は日火連と広域認定制度業務委託請負契約(以下、業務委託請負契約という)を締結しなければならない。業務委託請負契約締結に際して、次の書類を添付すること。

- (1) 認定販売店は、販売営業許可の写し
- (2) 認定処分業者は、火薬庫の設置許可番号及び代表者の火薬類取扱保安責任者免状の写し

(廃棄処理料金)

第 9 条 不用実包等の廃棄処理料金は別表 6 のとおり定める。

(関係法律の遵守)

第 10 条 広域認定制度に基づく不用実包等の廃棄処理を行うに際して、受託請負業者は、火取法、廃掃法及び関連法規を遵守する義務を負う。また、受託請負業者は、業務委託請負契約または廃棄マニュアル等に基づく日火連の指示、勧告に従い業務の遂行に努めなければならない。法令違反等が確認された場合、日火連は日火連運営委員会の議決により受託請負業者に対し広域認定事業の活動停止させることができる。ただし、契約解除は直近の理事会において決議を経て行うものとする。

(再委託の禁止)

第 11 条 委託を受けた受託請負業者は第三者に業務を再委託してはならない。

(改 廃)

第 12 条 この規定の改廃は日火連運営委員会・総務部会・広域認定運用委員会の議をもつて行う。

(附 則)

この規定は平成 19 年 5 月 10 日より施行する。

平成 19 年 5 月 28 日